

序章 都市計画マスタープランの策定について

1 都市計画マスタープランとは

近年、本市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行・人口減少社会の到来や価値感・ライフスタイルの多様化、急速に進歩する情報通信技術など、大きな変化を迎えています。こうした中で、平成30年（2018年）に新しく市の最上位の計画となる「第六次春日井市総合計画」を策定しました。

春日井市都市計画マスタープランは、社会情勢の変化に伴い、大きな転換期を迎えている本市において、春日井市総合計画における目標を具現化し、まちづくりを推進するための計画となっています。

将来にわたって持続可能な都市を築くためには、これまでのまちづくりを尊重しつつ、新たな時代にふさわしいまちづくりを進めることが求められます。

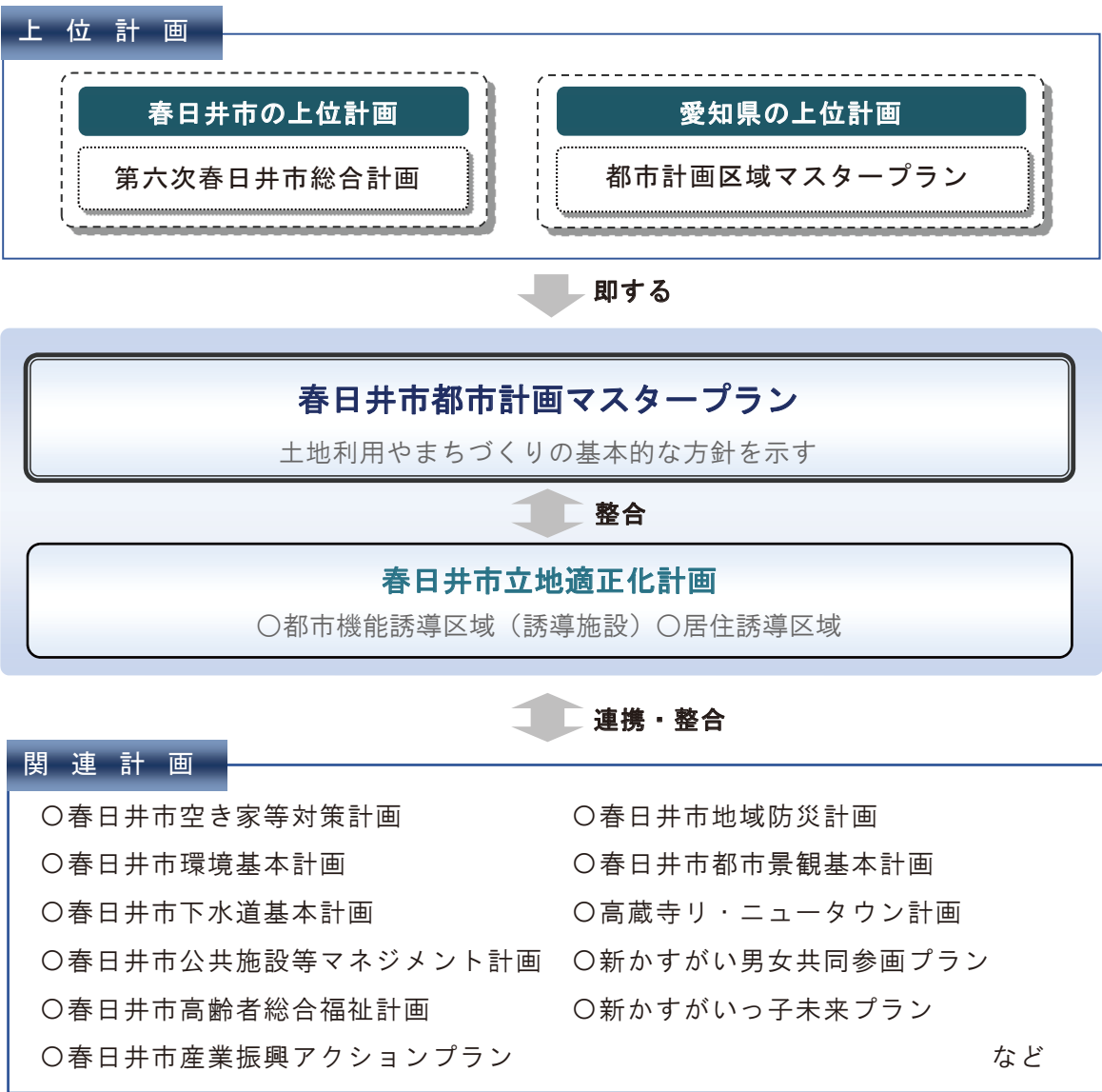
そのため、今回の都市計画マスタープランは、にぎわいや活力が生み出され、持続し成長していく、機能的で質の高いまちづくりを目指し策定しています。



2 都市計画マスタープランの位置づけ

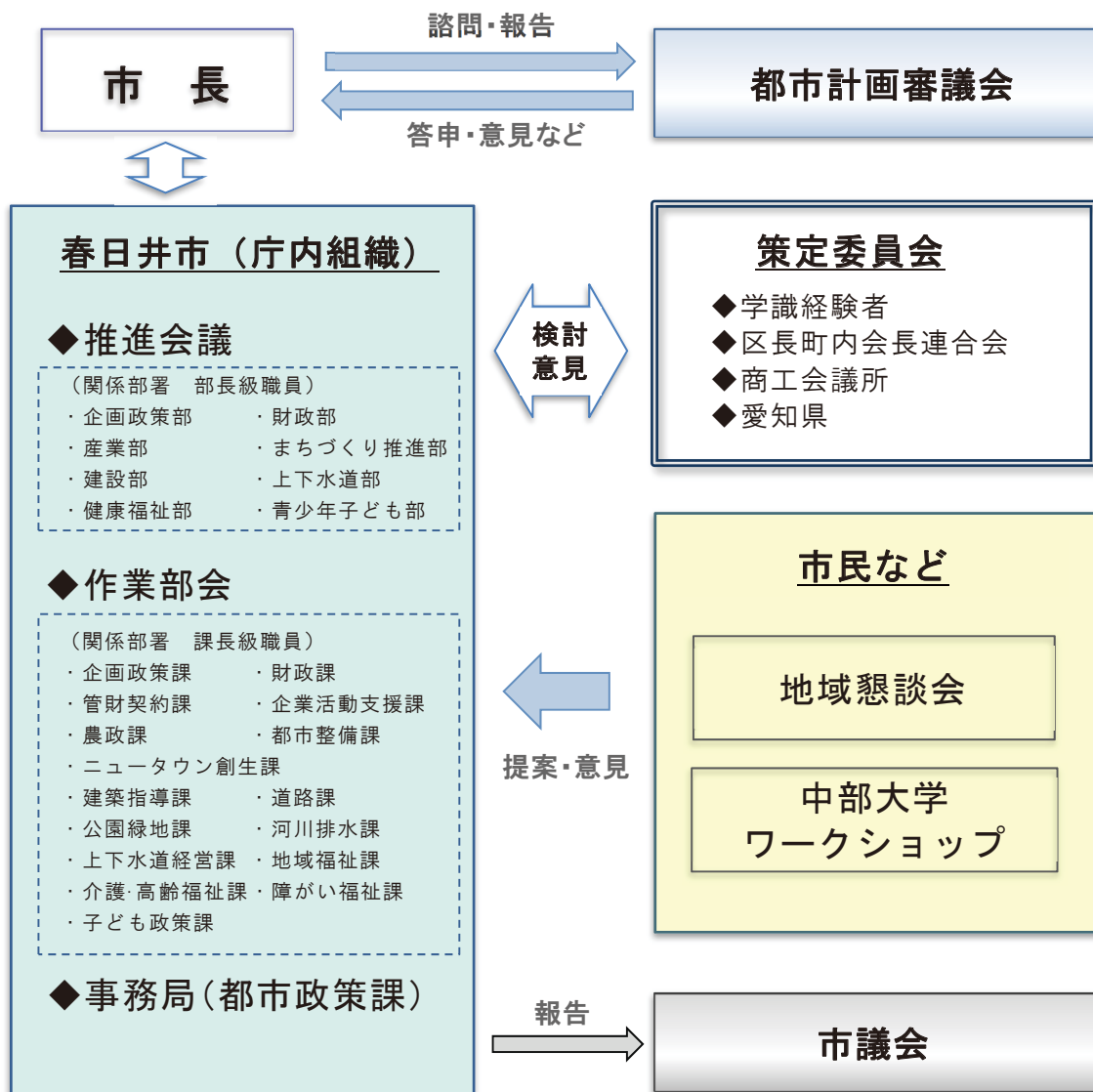
都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と市民がそれらを共有しながら実現していくことを目的としています。

春日井市都市計画マスタープランの策定にあたっては、上位計画である「第六次春日井市総合計画」及び愛知県が定める「都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）」の内容に即するとともに、「春日井市立地適正化計画」や「春日井市公共施設等マネジメント計画」をはじめとする関連計画との整合性を図っています。



3 策定体制

関係部署で構成した庁内組織と、学識経験者や市民の代表者などで構成した策定委員会で検討を進め、地域懇談会などでいただいた意見を踏まえながら、都市計画マスタープランの案を作成し、その後、都市計画審議会に諮り、策定しています。



都市計画マスタープランを策定するにあたり、平成21年（2009年）度に策定した都市計画マスタープランの検証結果と、この10年間で変化した社会情勢や人口動態などの将来見通しから5つの視点を整理しました。

都市計画マスタープラン策定に向けた視点の整理

1. 人口動向について



視点1

今までの人口増加に伴う住宅地の提供や、工業・商業地の提供を進めてきた中、今後の子育て世代をはじめとした人口動向を的確に捉え、どのような土地利用、市街地整備を目指していくか検討が必要です。

2. 産業について



視点2

活力と雇用を生み出す産業振興を図るため、利便性の高い広域交通網を活かした効果的な産業基盤の創出が必要です。

3. 子育て世代にとっての魅力向上について



視点3

子育て世代にとって住みたく魅力的な住環境を提供するため、効果的かつ戦略的な土地利用、市街地整備（拠点整備）の実現が必要です。

4. 安全・安心について



視点4

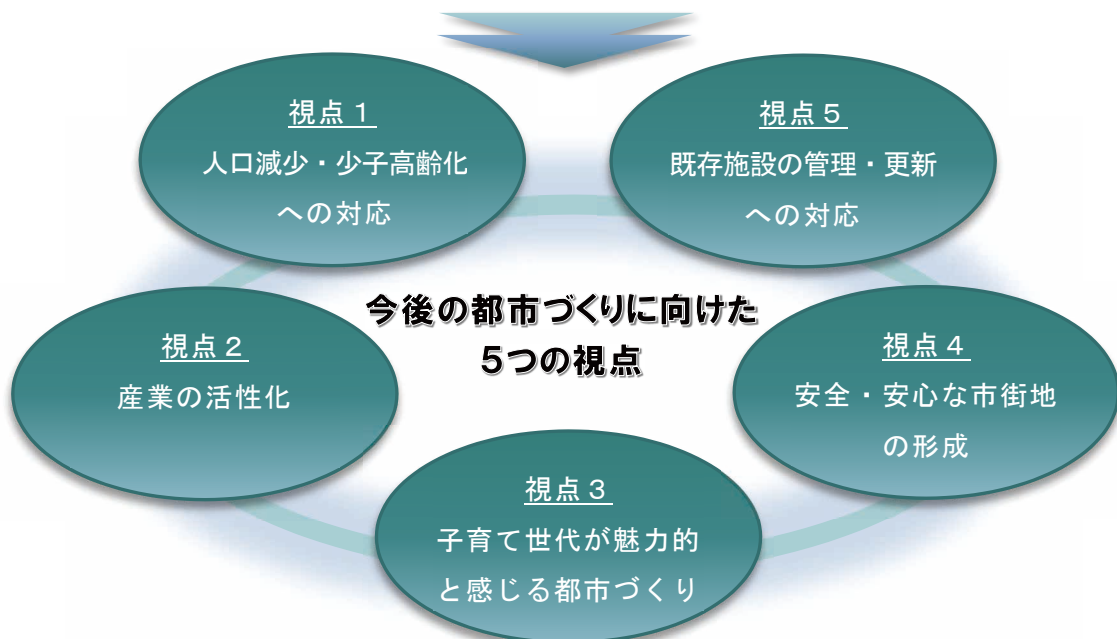
市民が安心して暮らし続けることができる住環境を提供するため、生活道路などの歩行環境の改善や、水害に対する安全な住宅地の形成など、地域の実情に応じた都市基盤整備による市街地の形成が必要です。

5. 公共施設などについて



視点5

公共施設の継続的な維持・更新をするためには、効果的な財政投資を実施していくことが必要となります。また、既存ストックを有効活用して魅力的な都市づくりに繋げていくことが必要です。

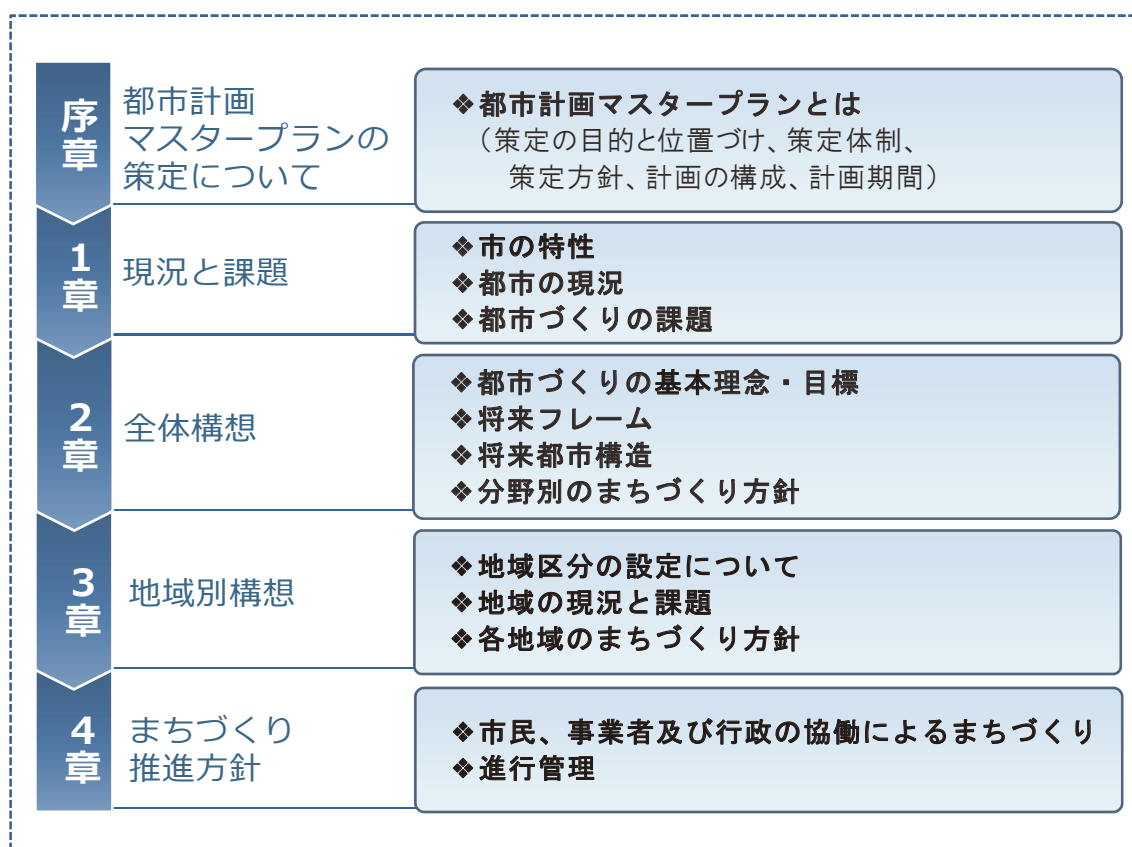


5 計画の構成

計画の主な構成は全体構想と地域別構想からなり、全体構想では、第六次春日井市総合計画などの内容を踏まえ、都市づくりの基本理念・目標と将来都市構造を設定し、これらを実現するための分野別のまちづくり方針を示します。

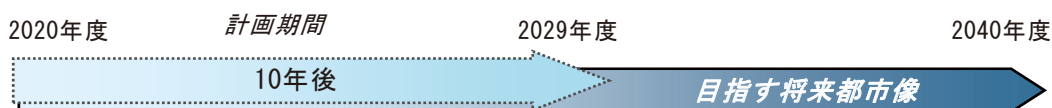
地域別構想では、全体構想を踏まえ、地域の特性や地域懇談会などで把握した市民の声を活かした目標と方針を定めます。

まちづくり推進方針では、全体構想や地域別構想で示した目標などを実現するための方針を示します。



6 計画期間

将来都市構造については、概ね 20 年後の令和 22 年度（2040 年度）を目指しつつ、計画期間は令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間とします。なお、土地利用や都市計画に関わる社会情勢の変化などにあわせ、必要に応じて見直しを図ります。



参考

これまで・・・平成 22 年（2010 年）以降に制定・改正された 都市づくりに関連する主な法律や計画

平成 25 年 (2013 年) 11 月	インフラ長寿命化基本計画の策定（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議） ※平成 26 年 4 月に公共施設等総合管理計画の策定要請
平成 26 年 (2014 年) 7 月	国土のグランドデザイン 2050 の公表（国土交通省） ※2050 年を見据えた国土づくりの理念や考え方を示したもの
平成 26 年 (2014 年) 8 月	都市再生特別措置法の改正（国土交通省） ※立地適正化計画の根拠法
平成 26 年 (2014 年) 11 月	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正（国土交通省） ※地域公共交通網形成計画の根拠法
平成 26 年 (2014 年) 12 月	まち・ひと・しごと創生法の制定（内閣府） ※「人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の根拠法
平成 27 年 (2015 年) 2 月	空家等対策の推進に関する特別措置法の制定（国土交通省） ※空き家等対策計画の根拠法
平成 29 年 (2017 年) 6 月	都市緑地法等の一部を改正する法律の制定（国土交通省） ※緑地・広場の創出、都市公園の再生・活用化、都市農地の保全・活用

これから・・・今後予想される社会状況の変化

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）より

令和 2 年 (2020 年)	東京オリンピック・パラリンピックの開催 5 G の商用サービス開始
令和 3 年 (2021 年)	I R 整備法（特定複合観光施設区域整備法）が施行
令和 4 年 (2022 年)	文化庁、京都に本格移転
令和 7 年 (2025 年)	大阪で万国博覧会の開催 団塊世代が全て 75 歳以上
令和 9 年 (2027 年)	リニア中央新幹線（品川・名古屋間）が開業